

# 上越市まちなか居住推進事業

## 【高田地区】

### ニュースレター Vol.16

【発行年月】

令和7年12月

「まちなか居住推進事業」は“これからも住み続けたい”“新たに住んでみたい”“また訪れたい”と思う人が自然に集まるまちを目指す独自のまちづくりの取組です！

## まちなか居住推進事業補助金の活用事例紹介

令和7年6月から11月にかけて、まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）を活用し、大町五丁目で「町家のリフォーム」が実施されました。

『任意工事』…老朽化した部屋を解体して土間に改装（必須工事と合わせて実施する工事）



町家の老朽化部分を改修し、地域の交流の場ともなる取組事例です。

町家の前面部分にある床が抜けた部屋を解体し、土間に改装しました。

昔ながらの町家を彷彿とさせる土間仕上げには、ご近所さんや友達などが土足で気兼ねなく寄り合える場所をつくりたいという思いが込められています。

改修工事は専門業者による施工のほか、自らDIYの作業を並行して行い、理想的な空間作りに取組んでいる最中です。作業の途中では、近隣住民とお茶を飲む機会もあるそうです。

『必須工事』…耐震補強工事又は防火・耐火工事



## 『活用した補助金の紹介』

### 対象者

- ・町家（雁木通りに接している戸建て住宅の所有者）
- ・10年以上の居住意思など

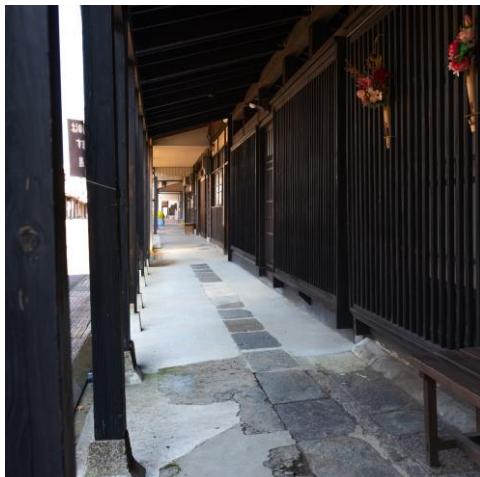
### 補助金額

対象	補助率	上限額
子育て世帯	1/2	130万円
上記以外	1/2	100万円

※詳細は都市整備課まで！

# 大町五丁目での取組紹介

令和7年12月1日に大町五丁目を『景観づくり重点区域』に指定しました



## 「みんなで守りたいもの」 「将来に残したいもの」を話し合い 地域でルールづくり

令和7年3月に大町五丁目から、地域で定めたルールを基にした区域指定の提案書を受領しました。これまでも町内会では景観づくりの取組が行われていることから、景観づくり重点区域に指定しました。

### 【大町五丁目地区の方針(抜粋)】

生活通路として先人の知恵でつくられた雁木を町内会全体で協力して守り、高田の(雪の町)雁木を大切に残し伝え、住む人々に安らぎ、癒しを与えてくれるまちづくりを目指す。

### 『景観づくり重点区域とは』

良好な景観づくりを推進していくとする地域で、より具体的・積極的に区域の特性を活かしたきめ細かな行為の基準を設け、景観づくりを図る区域です。

色彩等の基準を示すことで、将来的に統一感や連続性のある街並みを継承していくことができます(新築、改築等の際に、市への届出が必要となります。)

### まちなか居住推進事業について

#### 支援・補助制度について

補助金制度は、まちなか居住推進地区認定を受けた町内会でのみ活用できます



若者・子育て世帯まちなかに



空き家の購入支援

空き家を使ってもらおう



空き家の片付け

まちなかの暮らしを体験



空き家の賃貸用  
リフォーム支援

まちなかの暮らしを体験



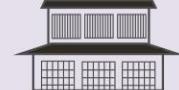
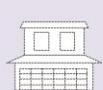
お試し居住家賃支援

まちなかに定住する人を応援



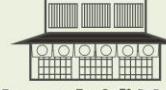
町家の  
リフォーム支援

まちなか住宅の建替えを応援



町家の建替え支援

まちなかの新規出店後押し



空き店舗等の  
利活用支援

まちなかの魅力を向上



雁木通りの  
街なみ形成支援

空き家マッチング制度は、随时受け付けております(誘導重点区域の町内会対象)

何なりと市に  
ご連絡  
ください!

#### まちなか居住推進地区認定について

個別の相談や座談会、ワークショップ等、遠慮なくお声がけ頂ければ幸いです。



発行 上越市まちなか居住推進事業事務局(窓口:上越市 都市整備課 市街地整備係)

E-mail:toshi-shigaichi@city.joetsu.lg.jp

Tel:025-520-5764/Fax:025-526-6112

上越市 まちなか居住

検索

